

第1章

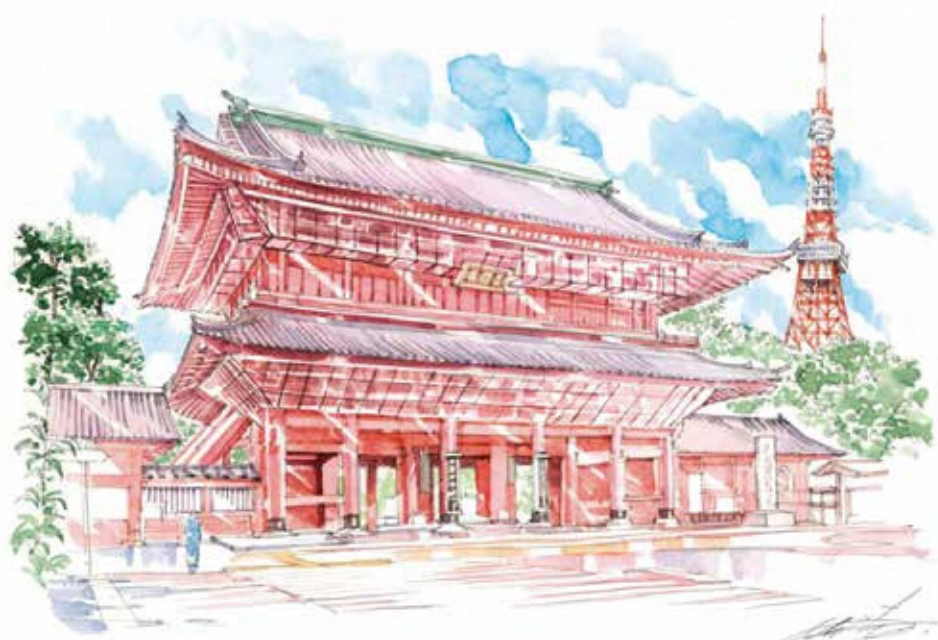
プランの改定に当たって

港区

文化芸術

振興プラン

Minato City
Arts and
Culture
Promotion Plan



増上寺三解脱門

浜松町・芝・大門百景

1

プラン改定の
背景と目的

文化芸術は、人々の自由な発想による表現活動であるとともに、創造性を育み、人々の心を癒し、明日への希望を与えるなど、心豊かで潤いのある生活を送る上で、極めて重要な役割を担っています。

「文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）」には、「文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利である」と定められています。年齢や障害の有無、国籍等にかかわらず、誰もが文化芸術を鑑賞・参加・創造することができる環境を整えることは、文化芸術を推進する上での基本であり、このことは、「港区文化芸術振興条例（平成 18 年港区条例第 47 号）」の基本理念でもあります。

また、文化芸術には、異なる価値観や宗教、文化、生活様式の人々が相互に理解し、尊重し合うための土壌を提供することにより、平和な社会を実現するための力があります。

区は、こうした文化芸術に対する考え方を踏まえ、令和 2（2020）年度に、「多様な人と文化が共生し文化芸術を通じて皆の幸せをめざす世界に開かれた『文化の港』」を将来像に掲げる「港区文化芸術振興プラ

ン令和 3（2021）年度～令和 8（2026）年度）」（以下「本プラン」という。）を策定し、区の文化芸術振興を推進してきました。

本プランの前期（令和 3 年（2021）年度～令和 5（2023）年度では、将来像を実現するため、コロナ禍においても様々な文化芸術振興施策に取り組んできました。

令和 5（2023）年 10 月に実施した港区人口推計によると、令和 2（2020）年 6 月以降、これまでの増加傾向から一転して新型コロナウイルス感染症の影響によるものと思われる減少傾向となりましたが、令和 4（2022）年 2 月からは再び増加に転じています。令和 5（2023）年 10 月で 265,982 人であり、増加傾向が継続しています。また、区内には 4 万を超える多種多様な企業が数多く集積し（令和 3 年経済センサス）、昼間人口は 97 万人強（令和 2 年国勢調査）と全国最多（政令指定都市を除く区市町村の中で）となっています。今後、各年代で人口増加が続くことが見込まれ、令和 13（2031）年には 30 万人に達する見通しです。

全国的に人口減少や少子高齢化が進む中、区の人口は増加を続ける見通しで、様々な社会経済情勢の影響に伴い多様な行政需要に迅速・柔軟に対応する必要性が増しています。こうした需要に対し、文化芸術は、観光、国際交流、福祉、教育、地域振興など、様々な分野と連携することにより、それぞれの社会課題の解決に大きな役割を果たしていくことが期待されています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、多くの文化芸術活動が中止や縮小を余儀なくされ、極めて大きなダメージを与えました。一方、デジタル化が急速に進展し、オンライン鑑賞や活動手法の多様化といった、時間や場所に捉われずに文化芸術を享受できる新しい生活様式が進むなど、文化芸術を取り巻く社会状況は大きく変化するとともに、社会はアフターコロナへ向かいつつあります。

ロシアによるウクライナ侵攻など世界では、様々な差別や人権侵害、争いが絶えない中で、文化芸術の重要性がますます高まっています。

国際対立、自然災害や新たな感染症による危機の到来など、どのような状況におい

ても、人々の生まれながらの権利である文化芸術が創造・発信され、文化芸術を通じた交流が絶えることのないよう、令和6（2024）年度～令和8（2026）年度の後期期間においても、「多様な人と文化が共生する世界に開かれた『文化の港』」であり続ける努力が必要です。

アフターコロナの社会に向けて、国際性豊かで様々な人や文化が行き交う港区において、文化芸術を通じた交流や相互理解、それによる多様性を認め合う価値観を醸成することは、本プランを改定する目的であるとともに、令和9（2027）年度開館予定の港区立みなと芸術センターが担うべき重要な役割でもあります。

文化芸術を通じて、子どもから若者、子育て世代、高齢者まで、年齢・障害の有無・国籍等にかかわらず、区に住み、働き、学び、訪れる人々の意識や行動の変化を促し、多様性を認め合う価値観が国内外に発信されることで、平和な世界の実現に貢献します。

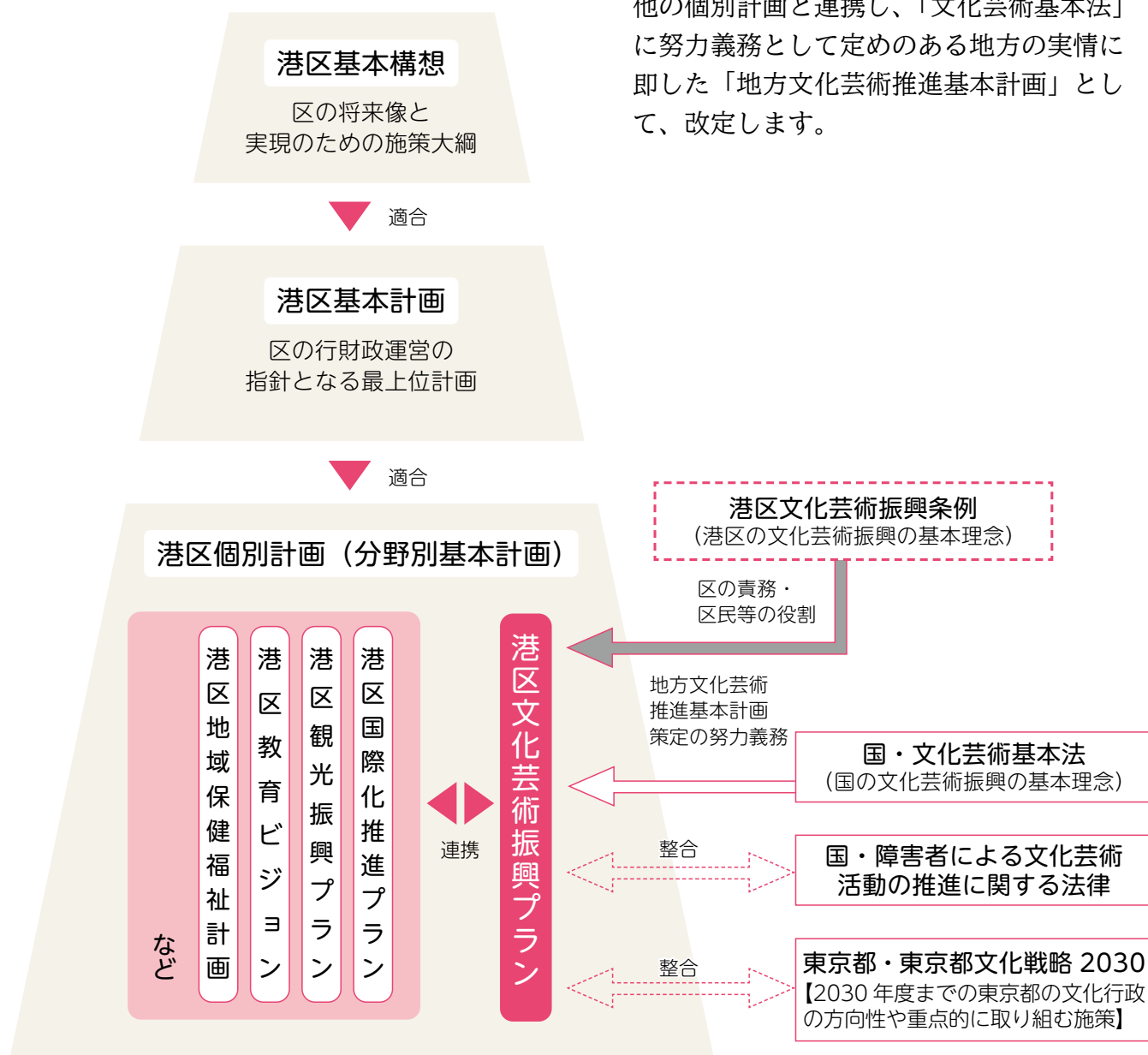
計画期間の中間年度に当たる令和5年度に、社会状況などを踏まえて計画内容を見直し、本プランを改定します。

2

プランの 位置付け

今回の改定は、本プラン後期3年間の区の文化芸術振興がめざす方向性を明らかにするとともに、施策の取組内容を示し、その全体像を整理したものであり、文化芸術振興施策を効果的・効率的に推進するための指針となるものです。

「港区文化芸術振興条例」や本プランの上位計画である「港区基本計画」を基に、他の個別計画と連携し、「文化芸術基本法」に努力義務として定めのある地方の実情に即した「地方文化芸術推進基本計画」として、改定します。



3

計画期間

令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までを計画期間とする「港区文化芸術振興プラン」における、後期3年に該当する令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までとします。

← 港区文化芸術振興プランの計画期間：6年間 →

前 期			後 期		
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度

▲
見直し・改定

4

プランにおける
文化芸術の範囲

本プランの文化芸術の範囲は、「文化芸術基本法」に規定されたものを基本とし、美術館、博物館、大使館や放送局などを含めた文化資源が多数集積し、デザインやファッションなど最先端の流行・文化の発信地である区の地域特性を踏まえ、広範に取り扱います。

「文化芸術基本法」より

- ①文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（第8条）
- ②映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（メディア芸術）（第9条）
- ③雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（第10条）
- ④講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（第11条）
- ⑤生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）並びに出版物及びレコード等（第12条）
- ⑥有形及び無形の文化財並びにその保存技術（第13条）
- ⑦各地域における文化芸術、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（第14条）

